

平成24年第1回那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年11月9日（金）

招 集 場 所 那賀町役場本庁舎3階議場

出 席 議 員 14名

1 番	柏木 岳	2 番	古野 司	3 番	田中 久保
4 番	前 耕造	5 番	清水 幸助	6 番	植田 一志
7 番	烝原 廣幸	8 番	植北 英徳	9 番	株田 茂
10 番	吉田 行雄	12 番	福永 泰明	14 番	新居 敏弘
15 番	久川治次郎	16 番	大澤夫左二		

欠 席 議 員 2名

11 番 連記かよ子（公務） 13 番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

2 番 古野 司 3 番 田中 久保

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
総 務 課 長	峯田 繁廣	出 納 室 長	露元 邦彦
健康福祉課長	鵜澤 守	健康福祉課 課 長 補 佐	池田 繁人

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 61 号 物品購入契約の締結について
(平成 24 年度デジタル電子内視鏡システム購入事業)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前 10 時 00 分 開会

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は 14 名であります。

ただいまから、平成 24 年第 1 回那賀町議会臨時会を開会いたします。

午前 10 時 00 分 開議

○大澤夫左二議長 これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査の結果について、議長宛に報告書が提出されていますので御報告いたします。

9 月 27 日、四国四県町村長議長大会が愛媛県松山市で開催され、私が出席いたしました。10 月 18 日、北海道厚沢部町議会産業厚生常任委員会が本町に来られ、林業施策について行政視察を行っております。また、11 月 1 日には和歌山県那智勝浦町議会建設常任委員会が来町され、平成 16 年の災害復旧状況について視察されております。11 月 6 日、第 53 回四国地区町村議会議長会が香川県高松市で開催され、私が出席をいたしました。11 月 8 日と本日の 2 日間、千葉県千葉市において議員特別セミナーが開催されており、連記議員に参加していただいております。

本日、本臨時会に東谷君、連記くんより欠席する旨の申出がございました。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案の提出通知がありましたので、御報告いたします。

報告は以上であります。

これより、本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において古野司君、田中久保君の 2 名を指名いたします。

日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3、議案第 61 号「物品購入契約の締結について（平成 24 年度デジタル電子内視鏡システム購入事業）」を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、平成 24 年第 1 回那賀町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提案いたします案件は、物品購入契約の締結 1 件について御審議いただくものであります。

本件は、予算については本年度当初予算に計上し、町議会 3 月定例会で承認されてお

ります。本年４月に指名競争入札を行い、５月に日野谷診療所に納入されているものがあります。

本町の条例では、病院等の公営企業会計に係るものなどを除き、予定価格７百万円以上の財産を取得する際には議会の議決に付さなければならないと定められ、本契約までの間に議決を得る必要がありました。しかし、担当者が議決が必要なことに気が付かないまま入札直後に契約を締結したもので、９月下旬に監査委員から指摘を受けたものがあります。

この度臨時議会にお願いし、本件について追認をいただきたく御提案を申し上げるものであります。議員の皆様には、多大な御心配と御迷惑をおかけいたしましたことに対して、心からおわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。

今後におきましては、職員に法律や条例の遵守を徹底するとともに、チェック体制を強化して、このような事務的誤りを起こさないよう努める所存でありますので、本件については、何とぞ御承認をいただきますようお願いをいたします。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第６１号は「物品購入契約の締結について」であります。「平成２４年度デジタル電子内視鏡システム購入事業」について、専門業者１０者を指名し競争入札を行いました。

入札の結果、「三和メディカル有限会社」と消費税を含め８，１９０，０００円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、当案件に至った原因・経過等につきましては、担当課長より御説明を申し上げますので、改めて深くおわびを申し上げ、どうか御承認を賜りますようお願いし、提案理由の御説明とさせていただきます。

どうかよろしくお願いをいたします。

○大澤夫左二議長 議案第６１号については、委員会への付託を省略したいと思います
が、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第６１号は委員会付託を省略し、引き続いて審議いたします。

内容の説明を求めます。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 本日は事務の不手際によりまして、議決を必要とする議案につきまして提案ができておらず、臨時議会を開催していただいておりますことを大変申し訳なく思っております。大変申し訳ございません。

議案第６１号につきまして、「物品購入契約の締結について」であります。

「次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものであります。平成２４年１１月９日提出、那賀町長 坂口博文。

１．契約の目的、平成２４年度デジタル電子内視鏡システム購入事業。２．契約の

方法、指名競争入札。3. 契約の金額、8, 190, 000円。4. 契約の相手方、徳島県徳島市北佐古2番町1番33号、三和メディカル有限会社、代表取締役 岸剛」でございます。

お手元の入札比較表のとおり、10者中7者が辞退で、3業者の入札によりまして、第1回目の入札では予定価格に達しなかったために再入札を行い、三和メディカル有限会社が落札をしております。備品の内容につきましては、別紙の説明資料のとおり、電子内視鏡システムでございます。上部・下部、胃カメラ・大腸カメラ等の、検査をする、大腸等の検査をする内視鏡システムでございます。5月15日に検査・納入ということになっております。

今回の事務の不手際につきまして、経過を御報告申し上げたいと思います。平成24年4月26日に入札を行いました。平成24年4月27日に契約を締結いたしました。が、この契約というのが、本来「那賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の第3条によるものでなければならない契約でございます。いわゆる仮契約でございます。この仮契約の時点で議会の議決をいただかなければならなかったところ、その事務に気付かずに、その後失念をしておりました。本人にも聴取をいたしましたところ、日野谷診療所では以前にも10百万円を超えた備品の購入をした経緯がございまして、議決を要するのは10百万円という勘違いもあったということでございます。

私の点検作業というのができておらずに、先ほど町長の方から申し上げましたとおり、9月の監査委員さんの御指摘により気が付いたというような状況で、全くもって言い訳のしようがございません。今回の事務の不手際につきましては、厳粛かつ重大に受け止めておるところでございます。今後、二度とこのような事態が起こらないように、複数の体制でより厳重に点検事務を行ってまいりたいと思っております。

本日は大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありますか。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 議長、出納室長の出席を求めます。

○大澤夫左二議長 はい。

小休いたします。

午前10時12分 休憩

(休憩中、露元邦彦出納室長、出席)

午前10時24分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。

出納室長に出席していただきました。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 先ほどの町長の提案理由の説明の中で、今回の件は担当者の勘違いによるものというような説明をしましたが、私はそうは思いません。これは、この前にお並びの方々の全ての責任じゃないかと思うんです。担当者いち個人が勘違いしたから

といったものでなくて、そのあとの二重三重のチェックがなされなかった、これに起因しておるのじゃないかと思います。

まず、総務課長にお伺いしたいのですけれども、那賀町財務規則の第56条に特定経費、公有財産購入費等は「支出負担行為票によりあらかじめ総務課長の審査を受け」となっているのです。そして「支出負担行為の審査に当たっては、会計管理者に協議しなければならない。」と。このお二方のこの時点で、この案件が議会にかけなければならない案件だということを認識できなかったのでしょうか。

お伺いします。

○峯田繁廣総務課長 はい。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 今の御指摘のとおり、支出負担行為というのはこのような書類で、負担行為というのが回ってきます。そういうものを決済していくのですが、いろいろと言いつつになるのですけれども、伝票の枚数も非常に多いので1つ1つのチェックがおろそかになっていたということは否めませんが、実務上1日にコンテナ3杯分の判を押す中で、見逃したということはあったと思います。申し訳ありません。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 じゃあ、そのときに出納室長との相談もしてないということですね。

財務規則第56条第4項では、「総務課長は第1項の規定による・・・」、これは公有財産の購入費などです。「支出負担行為の審査に当たっては、会計管理者に協議しなければならない。」ということで、来た伝票を右から左へすいすいと通しておったということですね。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 例規の解釈なのですから、役場とかそういうところは文書主義でございますので、協議するというのは、言葉で協議することもありますし、こういうふうに文書でこちらで決済したものをまた次の出納室に送って、見てそこで審査するというのも協議の1つでございますので、形式上はこちらで決済したものを出納室に回すという行為をしておりますので、そういうことで協議ということにはなろうかと思います。

ただ1つ1つの案件で、実務上、会計担当者と「これは支払っていいかどうか、どうですか。」や言うて言葉ですというのは非常に効率が悪いので、そういうシステムになっております。

以上です。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 話でも文書でもいいのですけれども、この案件が事前に会計管理者の方に回っているということですか。回っていない。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 当然、支出負担行為票は、私が決裁したあとは出納の方に保管していただくことになりますので、回付することになっております。

以上です。

○**株田茂議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 株田君。

○**株田茂議員** それでは、出納室長にお伺いします。出納室長もこの案件について、これが議会の議決に付さないといかんものかどうか、チェックはされなかったわけですか。

お伺いします。

○**露元邦彦出納室長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 露元出納室長。

○**露元邦彦出納室長** 議会の議決につきましては、見落としてはおりました。

○**株田茂議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 株田君。

○**株田茂議員** はい、分かりました。入札にかかる前にね、やはりこの総務課長並びに出納室長が気を付けていただければ、事前に阻止できたのじゃないかと思えます。

次に、実際に契約をまくときですね、これ、この文書、契約締結についての伺い書を見たら、これ副町長も町長も判を押しておるじゃないですか。この時点で、この案件が議会にかからないといけないということが分からなかったのですか。

お二方にお伺いしたいと思います。

○**坂口博文町長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 坂口町長。

○**坂口博文町長** 確かにそういった事例、この事案だけでなく多数ございます。先ほど総務課長が申し上げましたように、それぞれ担当課長の印ということについては、私も意識をしておりますが、内容等それらについて全てそういう確認をしていくということについては、現実のところ、そこまでできないというのも現実です。やはりそれぞれの担当部署あるいは担当者の方で、そういう確認をお願いしているところでございます。

いろいろな案件、この以外の案件でもございますが、議会にかけろべきもの、支払をすべきもの、そういった案件についても、いろいろとこれまでも監査委員さんの方からもいろいろと御指摘をいただいております。それらについての分について、それぞれ担当課長・担当者、それらについてのそういう指示につきましては、やはり課長会また行財政改革推進委員会等で十分その徹底を図っていただきたいということは、お願いをいたしております。ただ、やはり案件も多いという中で、職員に全てが徹底するかということについては、全て今、監査委員さん等からの御指摘についても、完全な対応ができていないということについては、認識をいたしております。

今後におきましては、やはりそういった案件につきましても、やはりこれまで慣例どおり行っていたという案件もございます。こういった件につきましても、やはり法律また規則そういった要綱等、規定に基づいた対応を徹底するよう、今現段階でも指示をし

ているところでございます。できるだけ、監査委員さんからの御指摘に対しましても指摘が少なくなるよう努めるよう、私からも指示をしているところでございますので、今後におきましては、そういったことを徹底するようまたお願いをしていきたいと、指示をしていきたいと思っております。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 株田議員さんの言われるとおり、決裁はチェックするために決裁をしておりますので、私の決済の段階でも気が付かなかったということで、この度のような事案になってしまいましたことを深くおわび申し上げます。

今後は、より気を付けて決裁をするように心掛けたいと思っております。今、町長から申しましたように、行革委員会等で、なおより強く周知も徹底もいたしたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 今、町長・副町長の答弁をいただきましたが、結局今までこれ町長・副町長に回っている判は、ほとんどめくら判を押しておったということですね。金額欄だけでもチェックしておったら、こういうことは防げたわけです。こういう文書をチェックするのだって町長・副町長の仕事なので、文書の量の多寡のせいにはしないでほしいのです。これ、監査委員さんからもこの平成23年度の監査の指摘がされておりますけれども、コンプライアンスが非常に守られてないと。これはやはり深く肝に銘じてしていただきたいと思います。

それと、もう1つ言いたいことがあるんですけれども、実際支払する段においても、これもう一度チェックがされるようになっておると思うのです。出納機関は、支払の時点において、当該支出行為が法令また予算に反してないことをチェックする、確認を行わなければならないというようになっておるのです。ですから、実際金銭を支払うときにも「これはかけないといかんかったな。」というように分かったと思うのです。

これ、もう既に当初の予算で決めておったことで、とやかくは言うつもりはないのですけれども、やはり監査を受けるまで分からなかったのじゃなしに、普段の行為を十分チェックしておれば、これは十分かけられたことなので、今後反省をしていただきたいと思います。

これで私の質疑を終わります。

○大澤夫左二議長 ほかに。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 1つ提案なんですけれども、これ、町長の提案理由の中で「チェック体制を強化したい」ということがあったのですけれども、この資料で配られておるやつの、この物品購入契約締結についての伺い書とか契約書なりに、7百万円以上と以下の丸を付けるとか、何か議決が要るもの・要らないもので丸を付けるとか、そういったところがあったら、担当者も「ああ、これは7百万円以上」とか、何かそういうことで気が付くと思うので、そういったことも提案しておきますので、また現場の方

でそういったことが一番、どうやったらチェックができるかということが一番よく分かると思うので、是非、今後こういった議会の議決権をね、奪うことのないように、是非よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 ほかに質疑ございませんか。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 先ほどの株田議員さんの質疑に対して、町長をはじめいろいろ答えてはおりましたが、やはり担当者の事務長といひますか、今回の件に関しては、担当者だけでなく、伺ひの稟議書にそれぞれの役職の方が全部で6名、判をついております。なかなか書類も大変多くて大変という話も先ほど聞きましたが、やはりこういう結果が出たことに対しては、担当者だけ、担当課長だけでなく、町長まで同じ責任というふうに町民から見たら言えると思います。

そこで、一度話を変えますが、議長にすみませんけどお伺ひしますが、先ほど町長の方から、監査委員の定例監査、9月25日ですか、こういう監査委員さんが気が付いたということで、あと議長の方には理事者からこういうことの説明もあり、それからあると思いますが、私はなぜ10月にね、会というのは、議会は全協を含めて一度も行われていないのです。やはり間違いは人間のすることですとありますので起こりますが、何年か前にも大きな事件があった反省は、我々議員としても速やかに事後の処理を対応をするというのが基本と思うのです。

その点について、ちょっと議長の説明をお聞きしたいと思います。

○大澤夫左二議長 今、前議員の質疑にお答えします。

25日に監査委員の指摘があったということで、26日に木頭支所において副町長から説明を受けました。それでその中で、今御指摘されたように、速やかに10月中に協議会、全協を開くとか、また必要であれば臨時会を開くということが適当であったと、その点については議長の不手際また反省をするところであります。今御指摘されたとおり理由はそういうところにあります。

ただ、これも非常に言い訳にとられるかも知れませんが、私自身の都合と行事のいろいろの日程等あり、10月には、今回はこれが第1回の臨時会なので、10月に恐らく何かの案件もあって臨時議会も開かれるだろうという、そういう甘い見通しもひとつありまして、そうこうする内に1か月が経過したということで、これ以上待てないと、これ以上はもう置けないということで、理事者、町長の方に申し入れまして、臨時議会を早速開くというような段取りにしたのが現状説明でございます。

○前耕造議員 分かりました。やはりこれは形式上は、手続上は事務的なミスということになりますが、形式上は明らかに、町民の方から御指摘されるのは、議会軽視の最たるものじゃということになっております。

そこで、やはり問題とかミスは人間のすること、当然これあり得ん、我々からしたらあり得んミスだと思うのですけれども、やはりこれはミスというものは、これ人間のすること、付き物ですので、やはり速やかに議会の方も、議長1人でなく副議長という相談役がおられますので、相談して今後も対応を図ってほしいなと思います。

それと町長に1点だけお聞きしますが、ちょっと言いにくいのですけれども、今回のこの件で、それぞれの役職の処分等辺りは考えておられるのかおられないのかだけお聞きします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 処分等につきましては、私自身も含めて、町規程によりこれまでの処分事例、また県下あるいは県下以外も含めてでございますが、事例等調査をし、参考にして対応してまいりたいと思っておりますが、これにつきましてもやはりその処分という重さということもありますので、県又は顧問弁護士さん等を通じて慎重に対応をしてまいりたいと思っております。

やはりこういった処分につきましては、これは私自身が報酬をカットするということで御承認をいただけるというようなことについてはやぶさかでございますが、処分というものはやはりその行為に対する責任の度合いの重さ等、それらも十分うちの規程にも町の規程にもそういったこともございます。処分の重さ・軽さについての慎重な検討ということによってその処分の行為が変わってきますので、そこらにつきましても、やはり私のみでなしにやはり全て、私を含めて副町長また関係担当課長・担当者、それぞれにそういう対応をしなければなりませんので、その規程に基づいた対応をすべきと思っておりますので、そういうことで、今後その対応については十分慎重に対応してまいりたいと思っております。

（前耕造議員「分かりました。これで終わります。」と呼ぶ。）

○大澤夫左二議長 ほかにございませんか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、こちらの事例でですね、私自身はどの程度これが重大なことなのかというのを思い巡らせておりましたけれども、この8百万円幾らという物品の購入に関しては、必要なものであるということで3月議会でも認めておるわけです。その部分に関して全く争うこともありませんし、手続さえなされておれば何ら問題はなかったのだろーと思えますけれども、やはりこの行政と議会の関係を一番重要であると捉える部分の一番大きな点であるということとですね、また何年も前には、何年ものというか5年ほど前になりますけれども、4億円がなくなっておるという重大な事件が起きておる町ですので、非常にやはり重大な案件として捉えざるを得ないという点からですね、少し厳しいような指摘もさせていただきますけれども。

まず、前の議員さんとかがおっしゃっていたところでの、ある程度の答えをいただいたのですけれども、これルールを知っていたかどうかという点に関してはどうなのでしょう。判をつかれた方ですね、ルールは知っていたけれども見落としていたのか、ルールさえ知らなかったのかという点を、取りあえず、まず確認をしたいと思えます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 規定・ルールにつきましては、十分承知をいたしているところでございます。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 私も議決を要する規定については承知をしていました。ただ、決済で見落としておりました。ということです。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 私も条例の「那賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」については知っておったつもりでございます。決裁の時点で、議決を得ていないということを見逃してしまったということでございます。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 私も「那賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の第3条というものについては承知をしています。決済の時点で落ちておったということでございます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、それでですね、私自身もですね、この件に関してですね、どの程度ここで精査をして最終的には認めていくのかという点に関しての、落としどころというのを考えておりましたけれども、県内の他町村で事例があったかどうかというのをですね、いろいろ調べておりましたけれども、私が調べるところ、ほとんどないということです。ほかの議員さんで調べていただいた結果、全国的に何件かはあったという話ですけれども、取りあえずその何件かあったとかっていう前例に関しては、もう既に調べていただいているのかどうかということについてはどうでしょうか。

また、これ4億円事件のあと前代未聞の事件ということになれば非常に恥ずべきことです。それに関する今後のその処分ということもさっきおっしゃっていましたが、現段階でのある程度の担保がなければですね、承認というわけにはいかんと思うのです。

取りあえず、全国でそういった事例があったかどうかの調査は既になされたかどうか、確認をしたいと思います。

○大澤夫左二議長 処分を含めてですね。

○柏木岳議員 ああ、まあまあ、そうですね。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 私の方でも、ネットの方で他団体でそういう例がないかということで調べてみました。これは、今回は備品の購入なのですが、財産の貸付けの議会の議決ができていなかったというようなことで、広島の方でそういう事例があって、追認の議決をもらって、結果的にあと追いになりますが承認されたというようなことが裁判例としてもあったということを、ネットの方で確認をいたしております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、まあまあ、あったということですが、ただこれインターネットですのでね、もう少しやはり調べていただいて、その処分とかも含めてですね、調べていただきまして、これ既に11月になっておるのですが、過去の事例を参照した結果をまずここに出してきてから承認をいただいた方がいいのではないかと思う点と、裁判例という話も出たのですけれども、仮に議会としてこれを追認してしまうことはですね、これ法律に抵触しないのかどうかと、あとから何か住民なり監査請求とかあった場合にですね、これ抵触しないのかというのは、もうこれ議会事務局も含めてですね、調べていただきたいと思うのです。

そうしないと、何か今ここで判断をするのは尚早な感じがいたします。ひと月余りたっちはおるのですけれども、もう既にここまで来たと逆に捉えてですね、12月議会ぐらいまでに調べていただく方がいいのかなというふうに思っておりますけれども、まだそこまでは多分調べられてないですかね。その追認したという広島の場合が合ったとは、あるのですが、これは追認する、その議会手続としては問題はないのかどうかというのは、議会事務局も含めてどうなのでしょう。

○**福多士郎議会事務局長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 局長の方からお話しします。

○**福多士郎議会事務局長** はい、ちょっと今の柏木議員さんの質疑にお答えをしたいと思いますけれども、私もネットそれから行政実例集というのを見まして調べております。その中で見ますと、行政実例では追認をしてその契約が有効になった、あるいは大阪高裁で昭和59年ですかね、昭和59年にもありますけれども、それでも有効になっております。

以上でございます。

○**柏木岳議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、分かりました。ある程度判断すべき状況は出そろったと思いますので、ただですね、もう一度申し上げますけれども、処分の過去の事例を含めて再度確認をされてですね、早急な処分を提示していただきたいというのと、プラスアルファ、この町は4億円失っている町というのも加味した上での処分を求めたいと思います。

もう1点、議長に僕、質疑したいのですけれども、本日連記議員が議会の派遣として研修に出られているということですので、こういった重要な事例に対してですね、そういった議会で派遣をしておる日程に重ね合わせるのはいかがなものかなというふうに思うのですけれども、どうなのでしょう。

○**大澤夫左二議長** この件については、派遣はもう既に出発直前になっておりますのと、この臨時議会、この案件については1日も早く審議をしていただくのが適当であろうと判断したことが1つと、明日からの日程、理事者・責任者・私を含めて、本日を逃しますと12日・13日までまた議会を延長せざるを得ない、というような事情があって9日ということに町長の方から申入れがあったのに、議長としては同意をいたしました。それが現実です。

○**柏木岳議員** 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、もし私がですね、このような重要な案件の場に出席できない状況を作られたらですね、非常に憤ると思うんですね。その辺り、もう少し配慮をしていただくような議会運営をお願いしたいと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 はい、柏木君にもう一言付け足しますと、この内容については連記議員個人についてはお話をして、その結果、お任せしますというような返事はいただいております。

○坂口博文町長 私の方の事情を。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 柏木議員さんのそういった配慮と、議会議員さんの御配慮も確かにあるかと思います。ただ、先ほどから副町長も申し上げましたが、やはりこの案件については、やはりそういった議会軽視ではないのですが、とは私は思っておりませんが、誠に申し訳ないのですが、職員の事務の不手際という案件でございます。

そういった中で、じゃあこれ日程もかなりたっていると、どういう対応策があるのかということで副町長に調査をしていただいた結果、追認という事案で、そういう対応しかない。じゃあそれだったら、やはりこれは12月議会ということもいろいろうちまでもありましたが、これは早く、できるだけ早く議会の皆さん方にお願ひすべき案件であると判断いたしまして、議長に私の方から、私としても来週以降やはり林野庁・国交省、予算要求の関係で陳情・要望にまいる日程も入っておりますし、全国町村長大会を含めて全国大会、来週から再来週と続いております。できるだけ私としては今週中、早いうちにお願いをできたらということで、議長と相談の上9日という日に決定をお願いをさせていただいたという状況がございますので、その点御理解をお願い申し上げたいと思います。

○大澤夫左二議長 ほかに。

○久川治次郎議員 ちょっとよろしいで。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 ちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、これ5月31日に納入して、この契約書の中では30日以内に請求書が来た場合に払うと、6月18日に支出命令ということになっておるのですけれども、監査報告を見てみますと、9月の監査で発見ということになっておったので、これは6月に出ておるものが何で9月まで、ちょっとこの間、なぜこんなに遅れたのかなと思うし、普通例月をやりよるので、私の感覚がおかしいのか知らんけど、6月に分からないといかんはずなんじゃけど、これこのちょっと間隔があるということは、これは監査と、それに監査のところに載ってこなかったのが、6月のときに支払しておるのでしょうか、これ。支出命令というのは。ということは、6月の次の監査で分からないといかん事件と思うのじゃけど、これは私の勘違いだろうか。

ちょっとそこら辺のところを。

○久川治次郎議員 その点だけちょっと聞かせていただけますか。

○露元邦彦出納室長 議長。

○大澤夫左二議長 露元出納室長。

○露元邦彦出納室長 失礼します。支出命令は6月18日になっておりますけれど、支出命令の下欄の支出済額、支払済が7月20日になっております。

(久川治次郎議員「7月20日。」と呼ぶ。)

7月20日であります。

○露元邦彦出納室長 7月20日の支払であります。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 それなら1か月ずれておることになりますね。7月に出たのであれば、7月に監査の方に回すべきじゃなかったのかえ。とは思うのじゃけれども、どうですか、それは、その点は。

○福多士郎議会事務局長 議長。

○大澤夫左二議長 局長の方から。

○福多士郎議会事務局長 監査事務局も兼任しておりますので、私の方から答弁させていただきます。

この件につきましては、支払日は7月20日ということで、当然8月の例月出納検査の対象になります。8月の時点ではですね、その伝票にはちょっと契約書の添付がなかったのと、請求書の方に納入日の記載がなかったので、その指摘をさせていただきました。

監査の方もですね、この8月時点で発覚をしなければならないのですけれども、ちょうど決算審査の時期に当たっておりまして、決算審査をしながら例月の事前調査をしております、重要な部分が抜けていたわけですのでございますけれども、その9月の次の例月出納検査において8月分の回答をいただいて、それを精査しているときに議決をいただいていないということが発覚をしましたので、9月の例月出納検査で御指摘をさせていただいたところでございます。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 そういうふうに聞きますと、とにかくもう次から次へとそういったミスというのかね、そういったものが出てきておると。この件に限らずですね、やはり同僚議員からも非常にこの件につきましてはもっと慎重に審議また検討してですね、今後こういうことが二度と起こらないような、ひとつ体制をね、十分考えていただきたいと要望しておきます。

○大澤夫左二議長 ほかに。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 久保君。失礼しました。田中君。

○田中久保議員 姓が2つあるもので。

○大澤夫左二議長 どうも失礼しました。

○田中久保議員 ただね、これね、町の職員のミスもあるし、それと新居君が言われたように、議会の承認の周知徹底というのは、役場の職員全部に周知徹底していなかったのが今回のこのミスだろうと。

それと、議長が1か月も置いたということは、これ議長にも責任があると。もっと前に我々にこういう報告をしておってくれば、10月にできたはず。これ、かなり金額が大き過ぎる。そんな面も含めて、我々議員も議長も、役場の職員皆も襟を正さなければいけない。前に12月の末か何かに私が質問したときに、いろんな予算案というのは、議決して通しておいて、あと必ず追加予算を出すような仕事が多かった。今回もそういう結果、ミスがこれにつながったと。安易に考えてはいけない。

しかしながら、これは町民にとってどうしても必要な器具であるし、通さないわけにはいかない。その落としどころというものは、各自自覚していただきたい。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 今、田中君の指摘に対して、議長は真摯に重くその責任を思っております。

以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 今回の議案は、追認するのは仕方ないと思っておりますが、1つお聞きしたいのは、町長が「コンプライアンスの遵守そしてチェック体制の強化」と漠然と言われたのですが、まさに支出命令書に判を押された担当課長、ずっとあるのですけどね。それこそチェック体制であって、それがチェック体制ではないのでしょうか。ある意味ではね。

町長の言われた「チェック体制の強化をします。」それだけでは我々議会としては、今回これではいかんのかなと思うのです。どのように、具体的にどのようなチェック体制を強化していくのか、具体的な方向性をお聞きます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 やはり清水議員御指摘のとおり、チェック体制が、確認印のみがチェック体制という認識はいたしておりません。やはりその確認する場合のそういうやはりチェックシートのもの、そういうものも必要になってこようかと思えます。

それから、先ほど新居議員さんから御指摘いただいたのですが、この物品購入契約書、以前には工事請負契約書、この契約書の様式にちょっと不備があったと思っております。これらについてもやはり「この契約書は議会の議決を要したのちに本契約となる」というような、そういう項目がずっと以前は入っていなかったと思えます。やはりこれは是非とも入れていただきたいということで、そういうことを入れないと担当者もそこらで金額を確実に覚えているのはもう分かると思うのですが、これが予定価格から、もう予定価格を設定した時点からこれは議会の議決が要ということになっておりますので、そこら辺も含めて契約書の様式あるいはそういう落ち度のない、欠落のないような制度が必要と思っております。

そういったことで、それらも含めて今後課長会あるいは行財政改革推進委員会の中でも、その点も十分協議をしていただきたいと思いますと思っております。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 目に見える形で、町民が理解できるようにチェック体制を是非進めて
いただきたいと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 ほかに質疑ございませんか。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 先ほど柏木議員がお聞きをいたしまして、副町長がお答えになられた過去例のことについてお伺いいたします。私もお伺いしてなおかつ読ませていただきましたが、これが果たして最終的な論拠になってくれるのかなというふうな、100%これに信頼を置いて追認をしたあと、これに関して何らかの法的な齟齬が出ないのかなというふうな心配をいたしました。

言葉ですから、読みようによって解釈というのはいろいろあるかと思います。しかし、決して強く後押しをしてくれるような論拠にはならないのかなと、あとで困ったなというふうなことになるかなというふうな思いがありますので、そこをどのようにこの言葉を捉えて説明をされるのか、再度、先ほど説明をされた副町長にお伺いをいたします。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 先ほど私がネットで例がないかということで申ししたのは、これは裁判例ということで、多分恐らくそういう案件がありまして、そのあと契約を無効になるか、議決を経られないことで無効になるか、双方で争われた事案だと思います。それで、私が調べたものにかかれておるのは、財産の貸付けの議会の議決のことの裁判例なのですが、当然ながら議会の議決を必要とする案件は事前に議会の議決を得ておくことがもちろん大原則で、議決がない場合は当然無効ということになるのですが、その事後でその解約うんぬんとの比較ということになってくると思うのですが、その事後に、事後的に議会の議決を得ることによって、当初の瑕疵、契約の議会の議決を得られていない瑕疵について、事後追認で議決を、後追いで議決を受けるとその行為が「治癒」というような言い方をここに書かれておりますが、有効なものとして是正されたこととして取り扱うことを認めていますというような裁判例が出ております。

ということで、恐らく解約、今回の案件も実際に内視鏡はもう既に使われておりますので、解約をすれば多分この裁判例はより大きな問題も発生すること、おそれがあるということで、後追い議決、追認の形になって、遡って是正されたというような解釈を裁判所がしたという例でございます。

ということで、今回も誠に当然ながら議会の議決を経て購入するのが当たり前、当然なのですが、既に使われております。ということで、本議会で追認の議決を是非ともお願いできたらと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、その物品の必要性については、私も含め皆さん方、私ら以上に必

要性を認められておって、もちろん予算も取れておりますし、そのことに関して異議がある方は誰もおられんと思うのです。

ただ、あとよりどころとなるものというのが、これは非常に前例でもあってこれは引くことも大事ですが、ほかにもないかということも含めて、またこれ以後もきちっと調べていただく、法的な武装もしていただくというふうなことをお願いしておきまして、私の質疑を終わります。

以上です。

○大澤夫左二議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 質疑が出尽くしたようでございますので、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、先ほども申しましたけれども、追認ということは致し方ないにせよですね、通常であればですね、この過去にあったという事例はもう既に30年以上も前のことでありまして、もうほとんど前例がないに等しいというようなこととですね、4億円なくなっている町ということと重ね合わせてですね、通常であればこの場で、1か月以上あったわけですから、処分例をですね、持って来られて、その処分の案と引換えに追認ということが筋かと思えますけれども、早い段階で何らかの処分がなされるということを期待いたしまして、条件付でということで賛成とさせていただきます。

○大澤夫左二議長 ほかに発言ございませんか。

○大澤夫左二議長 これで討論を終了いたします。

これより、起立により採決します。

議案第61号「物品購入契約の締結について（平成24年度デジタル電子内視鏡システム購入事業）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

坂口町長の方から挨拶がございます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 今回の案件につきましては、合併した那賀町始まって以来初めての案件であったと私も認識をいたしております。こういった案件、今後において絶対に皆無を目指したいと思っておりますし、先ほどからやはり申し上げておりますとおり、チェックの徹底、そしてやはり職員として、我々としても行政としてのプロ意識を持っていただくということを、再度職員にも徹底をしてまいりたいと思っております。

今回、こうして議会の皆さん方に御迷惑をおかけいたしましたことにつきましては、本当に深くおわびを申し上げたいと思います。また、申し上げました処分等につきましては、できるだけ早急に対応をしてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

○大澤夫左二議長 この際、終了に当たって、議長の方からも皆様に大変御迷惑をおかけしたということで、一言おわびを申し上げます。

これを教訓とし、なお、今立ち上げております議会改革調査特別委員会の中でもこういうことも含めて、また議長の職責・判断等についても、今後遺憾なきよう十分心して努めることにすると、自分の心に今深く言い聞かせております。どうか今後も議員諸侯におかれましては、気が付いた点また疑義な点がある場合に、忌憚^{きたん}のない御意見を議長の方にもお寄せいただいたらと思っております。今回は不手際によって、期日等大変御迷惑をおかけしました。大変御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。

それでは、これをもって本日の平成24年第1回那賀町議会臨時会を閉会といたします。大変御苦勞でございました。

午前11時16分 閉会

(地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名)

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____